

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

和歌山県知事 殿

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第 30 条の 7 による区分及び 業種名	指 定 証 の 番 号
報告の事由及びその 事由の発生年月日				

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

〇〇年△△月××日

住 所 〇〇市▲▲町××  
 報告義務者続柄  
 氏 名 〇田△雄

和歌山県知事 殿

業 態		診療所		
業務所	所在地	〇〇市▲▲町××		
	名 称	●●クリニック		
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第 30 条の 7 による区分及び 業種名	指定証の番号
エプピーOD錠 2.5m g	20錠	〇〇市××町▲ 株式会社□□薬品	覚醒剤原料取 扱者	第××号
報告の事由及びその 事由の発生年月日	クリニック廃業のため 〇〇年△月×日			

- 1 添付書類 なし
- 2 記載上の注意事項等
  - (1) 提出部数  
和歌山市内は薬務課へ1部、和歌山市以外は保健所へ2部（1部はコピー可）
  - (2) 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - (3) 業態欄には、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること
  - (4) 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること
- 3 留意事項
  - (1) 業務廃止等の日から30日以内に覚醒剤原料取扱者、病院・薬局等の開設者に譲り渡すこと。
  - (2) 譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、譲渡証及び譲受相の交換を行うこと。
  - (3) 業務廃止等の日から30日以内に譲り渡すことができなかつた場合には、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」により届け出て、県職員の立ち合いのもと廃棄すること。